



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

600	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(危機管理消防課).....	1
601	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	2
602	特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課).....	3
603	保安林の指定	(森林整備課).....	3
604	〃	(〃).....	4
605	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	4
606	〃	(〃).....	4
607	道路の供用開始	(道路保全課).....	5

○ 公安委員会告示

37	遊泳区域の指定	5
----	---------	-------	---

○ 警察本部告示

17	一般競争入札による落札者の決定	6
----	-----------------	-------	---

○ 監査公表

	監査公表第17号	7
--	----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第600号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

令和8年6月23日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 講習の種類

危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習 種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
和歌山	1	令和8年10月1日（木）	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	3	令和8年10月1日（木）	午後1時30分から	同上	同上
	3	令和8年10月22日（木）	午前9時30分から	同上	同上
	1	令和8年10月22日（木）	午後1時30分から	同上	同上
	2	令和8年10月27日（火）	午前9時30分から	同上	同上

	3	令和8年10月27日（火）	午後1時30分から	同上	同上
有田	1	令和8年10月8日（木）	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
	3	令和8年10月8日（木）	午後1時30分から	同上	同上
田辺	1	令和8年10月15日（木）	午前9時30分から	和歌山県立情報交流センター（Big・U）	田辺市新庄町3353-9
	3	令和8年10月15日（木）	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	令和8年11月5日（木）	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441番地8
	3	令和8年11月5日（木）	午後1時30分から	同上	同上

（注）講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙5,300円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和8年8月17日（月）から同月21日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域づくり部（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会又は和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第601号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年6月23日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類												
					視	聴	平 衡	音 声 機 能 又 は	そ し や	肢 体 不	心 臓 の	じ ん 臓	呼 吸 器	ぼ う こ う 又 は	小 腸 の	ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル	肝 臓 の

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月23日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町南平字足谷奥日浦426

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第605号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月23日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第606号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月23日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第607号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字河根字猿目谷494番1地先から同町大字河根字板田谷450番1地先まで

供用開始の期日 令和8年6月23日

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第37号**

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和8年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年6月27日から同年8月23日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年6月27日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月1日から同年8月31日まで
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月17日から同年8月16日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第17号

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月23日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
令和8年4月28日
- 落札者の氏名及び住所
FLCS・富士テレコム コンソーシアム
(代表者) FLCS株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
(構成員) 富士テレコム株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー26F
- 落札金額
131,940,600円（うち消費税及び地方消費税の額11,994,600円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年3月3日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年6月23日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 吉 井 和 視

和歌山県監査委員 北 山 慎 一